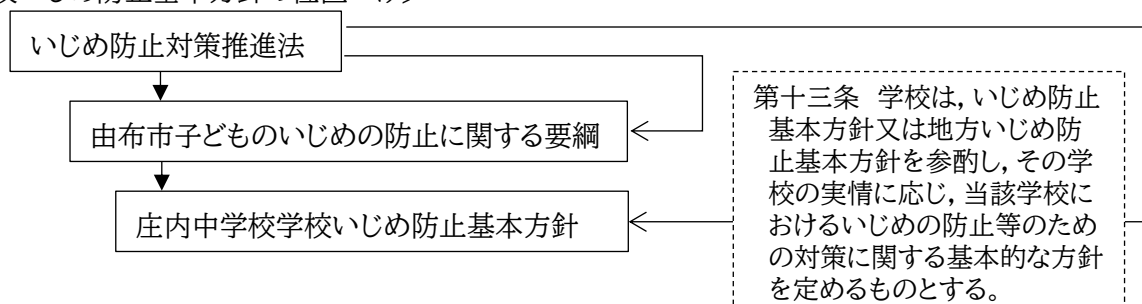


令和4年度 由布市立庄内中学校 学校いじめ防止基本方針【簡易版】

令和4年6月更新

〔学校いじめ防止基本方針の位置づけ〕



いじめの定義

【いじめ防止対策推進法】(平成25年法律第71号)

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに対する基本的な考え方

〔いじめに関する基本認識〕

いじめ問題に取り組むためには、いじめ問題にはどのような特質があるのかを認識し、未然防止・早期発見に取り組む、万が一いじめを認知した場合は、全教職員で早期対応に取り組む必要がある。

いじめには様々な特質があるが、次のような基本的な認識を持たなければならない。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめられている児童生徒の立場に立った親身な指導を行う。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

〔いじめにみられる集団構造〕

いじめは、「被害者(いじめを受けている子ども)」と「加害者(いじめている子ども)」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ている「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちの中から、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。

〔いじめの態様〕

いじめが与える苦痛	いじめの態様	抵触する可能性のある法規
心理的苦痛	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	脅迫、名誉棄損、侮辱
	仲間はずれ、集団による無視をされる。 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	名誉棄損、侮辱
物理的苦痛	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗、器物破損
	金品をたかられる。	恐喝
暴力的苦痛	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行
	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	暴行、傷害
	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要、強制わいせつ

【重大事態】とは

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合

- ◎ 子どもが自殺を企図した場合
- ◎ 心身に重大な障害を負った場合
- ◎ 金品などに重大な被害を被った場合
- ◎ 精神性の疾患を発症した場合

【相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い】とは

年間 30 日がめやす。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手。

学校の役割

学校は生徒に係るいじめについて、次の役割を負う。

- (1) いじめ防止(未然防止)
- (2) いじめの発見(早期発見)
- (3) いじめの解決(早期解決)
- (4) 保護者対応
- (5) 由布市教育委員会や子育て支援課及びに児童相談所・警察等との連携
- (6) いじめられた生徒に対する事後のフォローや再発防止 等

そのために、校内指導体制を整え、年間指導計画を作成するとともに、PDCA サイクルで、常に取組を見直し、修正していく。

令和4年度 年間指導計画

月	職員研修等	防止対策	早期発見
4月	いじめ防止委員会研修会① 年度初めの打合せ (指導方針・指導計画等) 取り組み確認	仲間づくり※ 学級づくり※ 人間関係づくりプログラム※ 保護者への啓発(PTA 総会)	
5月		体育大会への取組	
6月		1年宿泊研修への取組 (講演会 ※)	
7月	研修会②	避難訓練(火災, 不審者)	いじめアンケート調査①及び分析・面談 学校評価(生徒・保護者)
8月	1学期の振り返りと2学期の準備	平和集会への取組	学校評価(地域)
9月			
10月		2年修学旅行への取組	
11月	研修会③	文化発表会への取組	
12月	2学期の振り返りと3学期の準備	人権学習	いじめアンケート調査②及び分析・面談 学校評価(生徒・保護者・地域)
1月	研修会④	避難訓練(地震)	
2月			いじめアンケート調査③及び分析・面談 学校評価(地域)
3月	1年の振り返りと次年度の準備	卒業式修了式	学校評価(生徒・保護者)

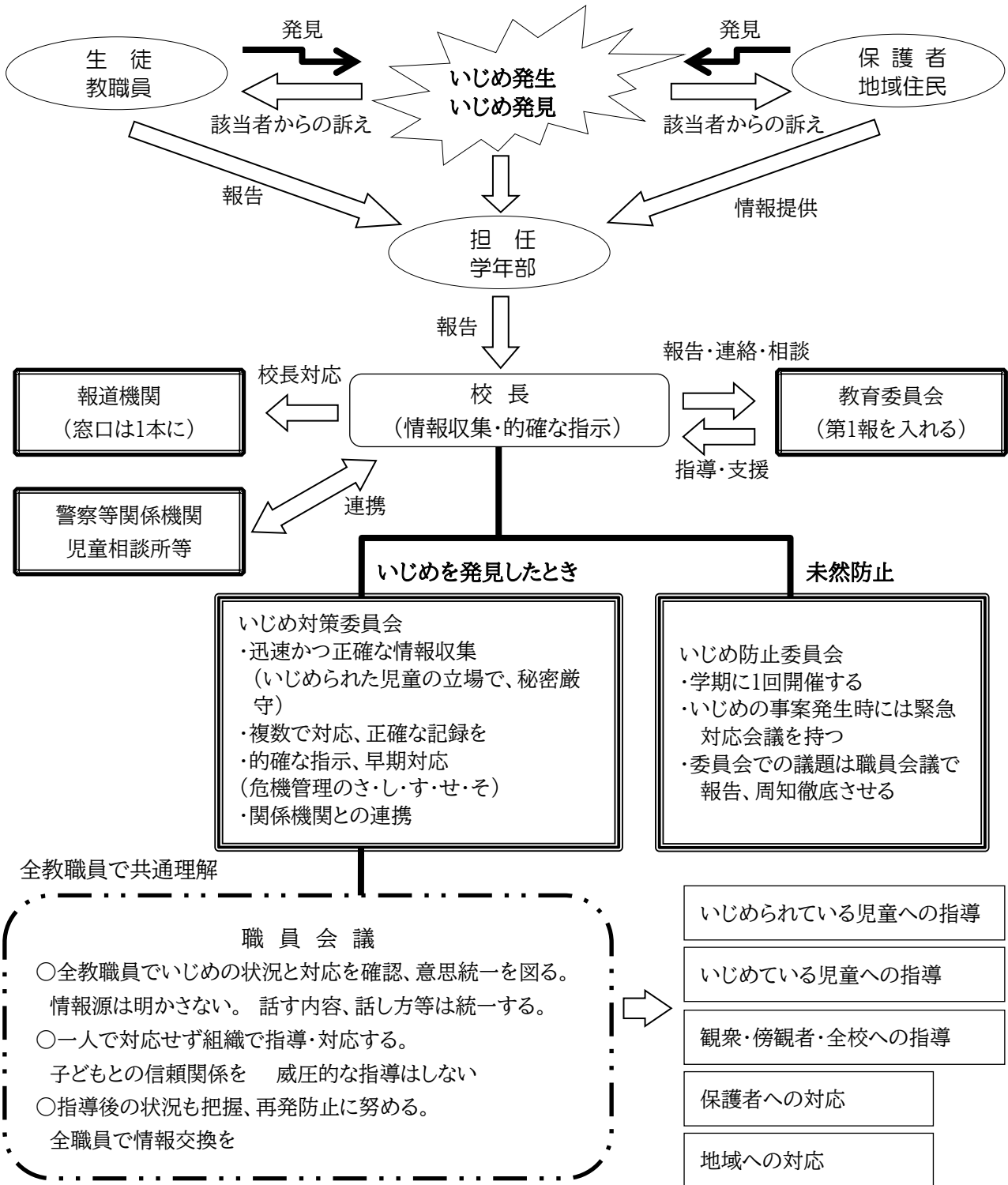
※生徒についての情報交換は、毎週運営委員会の中で行い、気になる生徒についての共通理解及び指導・支援にあたる。

※仲間づくり・学級づくりは、学期はじめや学校行事などを機会とし、年間を通して行う。

※人間関係づくりプログラムは、原則週に1度のペースで、短学活を利用し、年間を通して行う。

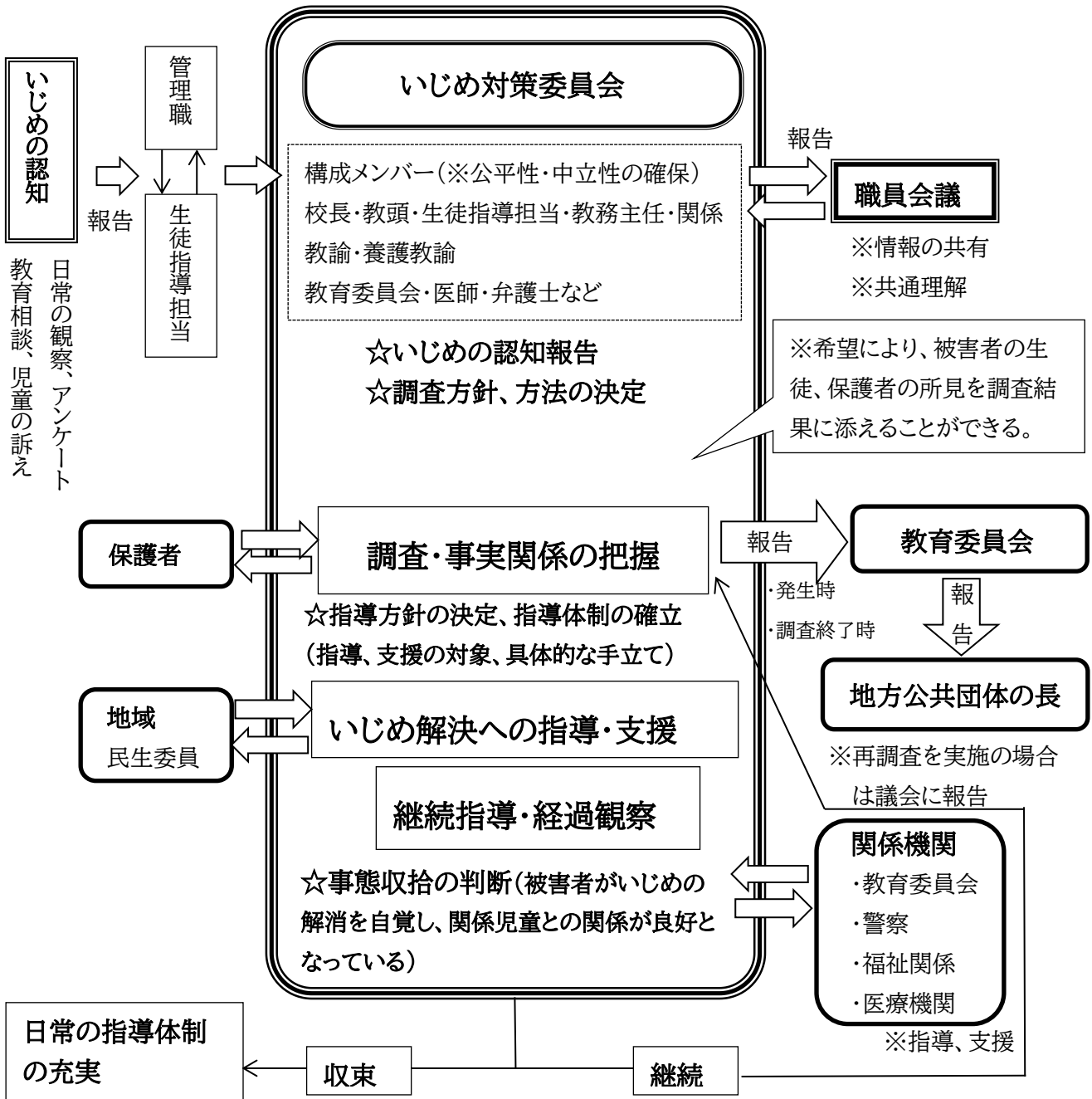
※人権やいじめ、ネットトラブル等、外部から専門家を招き講演会や出前授業を実施するが、時期は決めず、生徒の状況などを考慮しながら対象学年や内容・タイミングを決めていく。

いじめが発生発見したときの対応フロー図



※いじめと判断した場合は「事故報告」及び「月例報告」で教育委員会へ報告する。

重大事態対応フロー図



具体的ないじめへの対応

(1) いじめの予防(未然防止)

- ① 児童や学級の様子を知る
 - ・教師の気づきを大切にす る 些細な言動を見逃さない 日記等で心の交流を図る
- ② 学習指導の充実を図る。
 - ・学びに向かう集団作り 意欲的に取り組む授業づくり
- ③ 特別活動, 道徳教育の充実を図る。
 - ・体験活動の充実 異年齢集団での活動 勤労体験学習の充実
- ④ 互いに認め合い, 支え合い, 助け合う仲間づくり。
 - ・主体的な活動を通して自尊感情を育成 心の居場所づくり
 - ・子どもを中心とした温かみのある学級経営 自己存在感や充実感の育成
- ⑤ 豊かな心の育成を図る。
 - ・人権教育の充実 道徳教育の充実
- ⑥ 教育相談の充実
 - ・定期的な個人面談の実施
- ⑦ 保護者, 地域への働きかけ
 - ・学校便り, 学級だよりの発行 HP の更新
 - ・保護者との信頼関係の構築地域人材の活用学校公開

(2) いじめの発見(早期発見)

〔早期発見の手立て〕

- 教職員のいじめを認知する力を高める。
 - ・教職員の人権意識を高める 生徒理解に努める カウンセリングマインドを高める
- 日常的な生徒の観察, 理解
 - ・時間を確保し, できるだけ生徒と一緒にいるように努める。
 - ・生徒の表情, 態度, 言葉づかい, 交友関係などを日常的に観察する。
 - ・日記などを通して生徒理解に努める。
- 日常的に情報交換を行い, 情報を収集するとともに, 初期段階での組織的な対応を行う。
 - ・気になる生徒がいる場合は, 担任に伝えるとともに校長・学年部へ報告する。
 - ・全教職員の共通理解を図るため, 定期的な情報交換を行う。
 - ・連絡ノートなどを通して, 生徒や保護者からの情報を積極的に収集する。
 - ・相談窓口(教頭など)を設ける。
 - ・初期段階でも早期解消に向け, 組織的な対応に取り組む。
- 定期的なアンケート調査や面談を実施する。
 - ・いじめ予防のための教職員意識調査の活用や, いじめに関するアンケート調査の実施を行う。
 - ・調査結果をもとに, 教育相談の実施を行う。

(3) いじめ発見後の対応

① いじめられている生徒への対応

○基本的スタンス

- ・いじめられている生徒の立場に立って対応する。
- ・いじめの状況を把握, 生徒の安全確保に努める。
- ・家庭と連携し, 該当生徒を見守る。
- ・いじめが解消した後も, 再発していないか継続的な観察を行う。

○事実の確認

- ・学校として, 「何としても守る」という姿勢を示す。
- ・プライバシーの保護に十分配慮する。
 - ①いつごろから ②何をきっかけとして ③誰から(人数も) ④どこで
 - ⑤どのようなやり方で ⑥どんなことをされた ⑦被害状況(身体や金品など)

○確認の方法

- ・傾聴に心掛ける。 ・言葉を繰り返しながら確認をする。 ・一つひとつ内容を整理する。

○留意点

- ・再発防止 ・潜在化防止 ・PTSD 対応(カウンセリングなど) ・自殺危険度のアセスメント

② いじている生徒への対応

○基本的スタンス

- ・いじめは絶対に許すことのできない問題であることを厳しく指導する。
- ・いじめはいかなる理由があっても認められないものである。
- ・いじめられた生徒が安心して学校生活を送れるようにいじめた生徒を指導する。
- ・いじめをした生徒と信頼関係に立ち, 問題行動の解決を図る。

○事実の確認

- ①いつごろから ②何をきっかけとして ③誰を何人で ④どこで
- ⑤どのようなやり方で ⑥どんなことを行った ⑦加えた加害状況

○確認の方法

- ・傾聴に心掛ける。 ・言葉を繰り返しながら確認をする。 ・一つひとつ内容を整理する。
- ・複数人の場合は, 事実確認をしっかり行う。

○留意点

- ・加害者の背景(学校生活, 家庭生活等のストレス) ・加害者が被害者にならぬように

③ 友人(観衆, 傍観者)への対応

○基本的スタンス

- ・すべての生徒にいじめは絶対に許すことができない問題であることを指導する。
- ・いじめを抑止する学級づくりに努める。
- ・自治活動の中で, いじめをなくす活動を計画させる。
- ・いじめられた側の心の痛みに配慮する。
- ・いじめを認知したとき, 大人に通知する勇気を持たせる。

○留意点

- ・観衆も傍観者も加害者になることを理解させる。

④ 保護者及び関係機関との連携

【保護者】主に学級担任を中心に対応

○学校から伝えること

- (調査で分かったことのみ。憶測や確認できていないことについては言わない)
- ・被害者最優先の姿勢で対応する方針であること。
- ・加害者側へ毅然と対応する方針であること。

- 学校が確認すること
 - ・保護者が知り得た情報学校に対する要望
 - ・学校への具体的支援の内容警察への被害申告の意思

- 学校が配慮すること
(被害者、加害者どちらの保護者にもいじめを解消できるように協力を求める)
 - ・知り得た事象内容の保護者への公表
 - ・安全配慮が不十分であった場合の謝罪

【地域・関係機関】主に管理職を中心に対応

- 学校から伝えること
 - ・被害者関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容のみ
 - ・生徒の見守りなどの依頼(地域)
 - ・学校への協力依頼(関係機関)

- 学校が確認すること
 - ・PTA、地域の人が知り得た情報学校に対する具体的支援の要望内容
 - ・関係機関が知り得た情報専門家の立場からの助言(ケース会議を開催も視野に)
 - ・学校に対する具体的支援の内容

【警察】主に管理職を中心に対応

- 学校と警察との連携
 - ・スクールサポーター等による非行防止教室の開催(いじめの未然防止につながる)
- 学校から伝えること
 - ・生徒の健全育成を図ることを目的として、いじめ事象についての情報の共有と対応の協議
 - ・犯罪行為となるいじめ事象や、校長が通報を必要と判断した事象

ネットいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

- ① 不特定多数のものから、特定の子に対する誹謗中傷が絶え間なく行われ、だれにより書き込まれたかを特定することが困難な場合が多く、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ② ネットが持つ匿名性から安易な書き込みが行われ子どもが被害者にも加害者にもなりうる。
- ③ ネット上に掲載された画像や個人情報は加工が容易にできることから、子どもたちの画像や個人情報がネット上に流出し、悪用されやすい。
- ④ 保護者や教師が、子どものネット利用の実態を十分把握できないため、「ネット上のいじめ」を発見することが難しく、効果的な対策を講じることが困難である。

(2) ネット上のいじめの具体例と危険性

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ(「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新される Web サイトのこと。)
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ
- SNS から生じたいじめ(「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制の Web サイトのこと。)
- 動画共有サイトでのいじめ

《危険性》

- 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

(3) ネットいじめの未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠である。保護者と連携・協力し指導を行う事が重要である。

① 保護者への対応

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

② 生徒への対応

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。

- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

(4) ネット上のいじめが発見された場合の対応

① 生徒への対応

- 被害者生徒への対応
 - ・きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要。
- 加害生徒への対応
 - ・加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、背景や事情について詳細に調べるなど適切な対応が必要である。十分な配慮のもと粘り強い指導を行う。
- 全校生徒への対応
 - ・個人情報保護など十分な配慮のもと、全校児童への指導を行う。

② 保護者への対応

- 迅速に連絡を行い、家庭訪問などを行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

③ 書き込みサイトへの削除依頼

- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、被害の拡大を防ぐために、警察や専門機関に相談し、迅速に行う。
- サイトの「お問い合わせ」「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡をする。

削除の手順(例)

